

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年4月20日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中11名出席し、その氏名は次のとおり

太田	修	尾上	昭則	出射	實	宮本	英美
由喜門	尊	藤原	由果	小林	桂治	石黒	五月
藤原	和正	大森	茂利	久山	英之		

4. 農地利用最適化推進委員

服部	千敏	松本	英樹	山本	和博	森部	真史
山崎	徹	大河原	律夫	佐藤	辰也	岡崎	浩
田中	伸五	正富	清人	吉田	宏	山内	桂三
金居	正彦	北谷	正幸	福池	正美	安木	義忠
射越	誠一	山本	祐章	茂成	和延		

5. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事務局 青木 潔

事務局 坂本 隆也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農地転用事業計画変更申請承認について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和3年度瀬戸内市農業委員会、第1回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、年度初めということで武久市長よりごあいさつを申し上げます。
- 市長 おはようございます。今日は令和3年度の初めての総会ということで、日頃からお世話になっております皆様にお礼の挨拶をさせていただきます。昨今、新型コロナウイルスの影響もありまして、農業も影響を受けていると思います。米価が下がっているとのことで、どのように農家を守っていくのかということも、これから国を挙げて考えていかなければならないと思います。農業を取り巻く環境は、農家の高齢化、担い手不足、耕作放棄地対策、有害鳥獣の問題など様々な課題があるかと思いますが、担当課を中心により一層力を入れ取り組みを加速させていかなければならないと感じています。
- 事務局長 ありがとうございます。市長は公務のため、ここで退席とさせていただきます。次に藤原会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。お忙しい中多くのご参加、ご出席いただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお願いいたします。
- 事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち11名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては藤原会長よりよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに宮本委員、由喜門委員、よろしくお願いいたします。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■■■■ ■■」。譲渡人「邑久町豊安■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町豊安182」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,036㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は11,736㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方

の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が高齢のため、耕作が出来ないことによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「備前市鶴見■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■ ■■■■■」。農地の所在地は「邑久町尾張811」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は135㎡。譲受人の農地までの距離は800m。耕作面積は11,736㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が市外居住による耕作不可能のための所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町尾張■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在地は「邑久町尾張814」。登記、現況地目はいずれも

「畑」。面積は120㎡。「邑久町山田庄821-1」。登記、現況

地目はいずれも「畑」。面積は97㎡。「邑久町山田庄821-2」。

登記、現況地目はいずれも「田」。面積は144㎡。譲受人の農地ま

までの距離は1km。耕作面積は11,736㎡となっております。家

族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■ ■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が高齢及び体調不良による耕作不可能のため、所有権移転するもの。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えら

れます。なお、事務局と担当委員の山崎・大河原委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「邑久町山田庄■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町山田庄■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町山田庄92-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は272㎡。譲受人の農地までの距離は2m。耕作面積は5,066㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1㎡あたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は高齢で体調不良による耕作不可能のための所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大河原委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「岡山市北区天瀬南町■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■■■■」。譲渡人「邑久町北島■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町北島890」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は9.45㎡。「邑久町北島898」。登記、

現況地目はいずれも「畑」。面積は184㎡。「邑久町北島999」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は348㎡。「邑久町北島1002」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は140㎡。「邑久町北島1003」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は295㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は5,507.45㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「新規就農」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、市外居住の譲受人が今後市内に転居し、新規就農を行いたいとのことによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町北島■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町豊原408」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は175㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は8,267㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が高齢のため耕作不可能による所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の田中委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■ ■■」。譲渡人「邑久町北島■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町豊原4 6 6」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は3 2 3㎡。譲受人の農地までの距離は3 0 0 m。耕作面積は8, 2 6 7㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について譲渡人が高齢のため耕作不可能による所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の田中委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【8番案件】

譲受人「長船町土師■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■」。譲渡人「兵庫県姫路市夢前町山富■■■■■■■■ ■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町土師1983-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,406㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は5,612㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人と譲受人は親子関係にあたる。耕作も従前どおり行うので所有者の変更のみである。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【9番案件】

譲受人「長船町土師■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■ ■■■■■■」。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■ ■ ■■■ ■■■■■■■■■■■■」。農地の所在地は「長船町土師2004-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,031㎡。譲受人の農地までの距離は1km。耕作面積は14,007㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について譲渡人と譲受人は兄弟関係にあたる。耕作も従前どおり行うので所有者の変更のみである。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番、2番案件について、山崎委員より説明をお願いいたします。

山崎委員 1番・2番案件についてご説明します。1番案件の譲渡人が高齢のため、今後耕作が出来ないため相談したところ話がまとまりました。2番案件の譲渡人は市外に居住しており、今後市内に戻り、耕作を行う

ことは無いため、相談したところ話がまとまりました。1・2番案件共に特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。よろしくお願ひします。続いて、3番案件の尾張の土地についてです。譲渡人が高齢であり、体調不良ということもあり、今後耕作が出来ないため、相談したところ話がまとまりました。この件についても特に問題ありません。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、3番、4番案件について、大河原委員、お願ひします。

大河原委員 3番案件についてご説明します。譲渡人が高齢で体調不良ということもあり、相談したところ話がまとまりました。4番案件についても、譲渡人が高齢であり、体調が思わしくないということもあり、相談したところ話がまとまりました。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、5番案件について、岡崎委員、お願ひします。

岡崎委員 5番案件についてご説明します。譲受人の父と譲渡人が友人関係であり、この度、譲渡人が市内に帰り、新規就農を行いたいとの希望があり、譲渡人に相談したところ話がまとまりました。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、6番、7番案件について、田中委員、お願ひします。

田中委員 6番案件についてご説明します。譲渡人は高齢で体調不良となり、今後耕作を自身で行うことが困難となったため、譲受人に相談したところ話がまとまりました。特に問題はないと思います。7番案件についても同じく、譲渡人が高齢並びに体調不良ということもあり、今後耕作を行うことが困難となったことで、譲受人に相談したところ、話がまとまりました。特段それぞれ問題はないかと思われます。よろしくご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、8番、9番案件について、射越委員、お願ひします。

射越委員 8番案件についてご説明します。譲渡人と譲渡人は親子関係にあり、これまでも譲受人が耕作を行っていた。本件は所有権を現状の耕作状況に合わせるものです。特に問題はないと思います。9番案件についてご説明します。譲渡人と譲受人は兄弟関係であり、こちらについても譲受人がこれまで耕作を行っていた。所有権を現状の耕作状況に合わせるものです。特に問題はないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願ひします。

(意見なし)

- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1番案件から9番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは議案資料3・4頁目をご覧ください。第2号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「邑久町豊原117番地1 株式会社丸通地建 代表取締役 近藤 友一」。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町尾張807-1」。地目は「田」。面積は2,152㎡。「邑久町尾張807-2」。地目は「畑」。面積は67㎡。「邑久町尾張827-1」。地目は「田」。面積は485㎡。譲渡人「備前市鶴海■■■■■■ ■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町尾張808」。地目は「畑」。面積は179㎡。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町尾張809」。地目は「畑」。面積は193㎡。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町尾張810-1」。地目は「畑」。面積は134㎡。譲渡人「邑久町山田庄■■■■■■■■ ■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町尾張810-2」。地目は「畑」。面積は104㎡。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■ ■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町尾張827-2」。地目は「畑」。面積は66㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「2階建 13棟 816.14㎡」。建ぺい率は「24.10%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金が■■ ■■円、借入金■■ ■■円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■ ■■で農用地区域外農地があります。また、開発・諮問案件の農地となっております。資料9ページをご覧ください。瀬戸内公民館から東へ約350mところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「邑久町尾張288番地2 不動産業 エステートプランニング 株式会社 代表取締役 永山 弘之」。譲渡人「千葉県千葉市美浜区幸町■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町下笠加27」。地目は「田」。面積は777㎡。「邑

所在地は「牛窓町鹿忍 4152 外 11 筆」。地目は「田」。農地区分は「農用地区域外」。当初事業計画は「転用面積 7, 240 m² 転用目的 農地改良（一時転用） 工事期間 令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで」。変更事業計画「転用面積 7, 240 m² 転用目的 農地改良（一時転用） 工事期間 令和 2 年 11 月 5 日から令和 3 年 8 月 31 日まで」。変更理由は「盛土用の搬入土が当初の計画のとおり確保することが出来なかったため、その後の改良スケジュールが後ろ倒しとなったため工事期間の延長が必要となり、当該申請に至る。」。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第 3 号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（意見なし）

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

（全員賛同の声）

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第 3 号議案 農地転用 事業計画変更申請承認について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長 はい、全員賛成ということで、承認とさせていただきます。続きまして、第 4 号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定）ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第 4 号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料 6 頁目をご覧ください。

【第 4 号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第 4 号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

（意見なし）

ご意見ないようですので、第 4 号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。5 月の通常総会については 5 月 18 日火曜日に瀬戸内市役所 2 階大会議室で開催予定となっております。

議

長 おります。6月の通常総会につきましては、6月10日木曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。
他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和3年度4月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年4月20日

議 長

署名委員

署名委員